

政 委 第 7 号
平成 25 年 1 月 21 日

総務省独立行政法人評価委員会

委員長 森 永 規 彦 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 岡 素 之

平成 23 年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 24 年 9 月 7 日付けをもって貴委員会から通知のあった「総務省所管独立行政法人（平和祈念事業特別基金、情報通信研究機構、郵便貯金・簡易生命保険管理機構及び統計センター）の平成 23 年度業務実績評価及び郵便貯金・簡易生命保険管理機構の第 1 期中期目標期間の業務実績評価の結果の通知について」に関して、別紙 1 のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙 2 から別紙 4 のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙 5 のとおり、独立行政法人等の自然災害等に関するリスクへの対応状況について別紙 6 のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成 24 年 5 月 21 日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成 23 年度業務実績評価の具体的取組について」に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

また、その中において、各独立行政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待しています。

平成23年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果等についての意見

平成23年度における総務省所管4法人（情報通信研究機構、統計センター、平和祈念事業特別基金、郵便貯金・簡易生命保険管理機構）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果等についての意見は以下のとおりである。

【各府省所管法人共通】

（内部統制の充実・強化）

平成23年度業務実績評価については、「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」（平成24年5月21日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）において、内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組に留意するとともに、内部統制の充実・強化を含む法人の業務をモニタリングする監事の役割に着目して、各府省独立行政法人評価委員会（日本司法支援センター評価委員会を含む。以下「府省評価委員会等」という。）と監事との連携について、監事監査結果を踏まえた評価を行っているかについて特に留意することとしたところである。

今回、内部統制に関する法人の長の取組については、全ての法人において評価がなされていた。

また、監事監査結果を踏まえた評価については、府省評価委員会等に対する監事監査結果の報告状況等に着目して、その実態を整理した。その結果、下表のとおり多くの府省評価委員会等の場に監事の出席を求め、法人の長の内部統制の取組について聴取したり、監査内容等についての報告や監事監査報告の提供を受け評価に活用している状況であった。また、府省評価委員会等の場で、監事から統制環境等の状況についての報告を受けたり、法人の長のマネジメントの状況や改善すべき事項等が記載された監査報告書の提供を受け、これらを積極的に評価に活用している事例もみられたことから、監事の出席を求めている府省評価委員会等においては、今後の評価に当たり監事から直接意見聴取等を行うことが望ましい。

なお、内部統制の充実・強化に向けた法人及び府省評価委員会等の取組並びに監事と府省評価委員会等との連携について、参考となる具体例を別紙2から別紙4のお

り整理したので参考にされたい。

表 監事監査結果の活用状況等

区分	①委員会等に監事の出席を求め意見聴取し、かつ、監事監査報告書の提供を受けて評価	②委員会等に監事の出席を求め意見聴取 (①を除く)	③監事監査報告書の提供を受けて評価 (①を除く)	④その他監事監査結果を評価書、業務実績報告等に記載
全109法人	35法人	17法人	34法人	23法人

(注) 平成23年度の評価対象法人数は106であるがこのうち主務省が複数ある3法人についてはダブルカウントしているため109となっている。

(保有資産の見直し)

法人の保有資産については、既往の政府方針等において、削減、処分等の見直しが求められてきたところであるが、会計検査院から利用実態や保有の必要性について指摘を受けるなど、現在でも保有の必要性等が疑われる事例が見られる。

このため、今後の評価に当たっては、保有資産の保有の妥当性等についてより一層厳格な評価を行う必要がある。

(評価指標の妥当性)

平成23年度の独立行政法人の業務実績に係る府省評価委員会等の評価の結果をみると、法人の中期目標及び中期計画の内容が年度計画の個々の評価指標に反映されていない又は反映されていても妥当性に欠けるものとなっており、適切な評価となっていない例がみられた。このため、今後の評価に当たっては、年度計画及び同計画の評価指標に中期目標及び中期計画の内容が的確に反映されているかについてもチェックをした上で、より一層厳格な評価を行う必要がある。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【郵便貯金・簡易生命保険管理機構】

- 貴委員会の評価結果をみると、郵便貯金管理業務に係る業務実績報告において、平成23年10月及び11月に発覚した再委託先の管理者（郵便局長等）による犯罪についての記載がある中で、「重大な2案件については、詳細な事実関係、発生原因の分析、

犯罪防止策の強化策及び経営陣の認識について委託先及び再委託先に報告を求めた。今年度新たに追加された事故再発防止策としては、内部通報制度の活用促進、「防犯マンガ」の作成と配布、預かり証の存在の顧客への周知などがある」という事実と、現金過不足事故件数について、「事故件数は、前年度304件から今年度185件に、約40%減少した」こと等をもって、AA評定（中期目標を大幅に上回って達成）としている。

しかしながら、委託先から提出された上記2案件の発生原因の分析においては、平成22年度に発生した同種の事故を踏まえて加えられた再発防止策が、必ずしも機能しなかった旨が報告されているが、これについて、評価結果においては、新たに追加された再発防止策についての記載はあるものの、これまでの再発防止策が機能しなかった理由及びそれに対する再発防止策の改善点までは言及されておらず、当該案件に関しては、本法人の有する業務委託者としての管理監督責任に対する評価が明確となっていない。

今後の評価において、最上位の評価を行うに当たっては、評価の透明性の観点から、事案の発生要因と再発防止策についての十分な分析及び業務委託者としての管理監督責任について厳格に評価を行うべきである。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果 についての意見

【郵便貯金・簡易生命保険管理機構】

本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成23年12月9日付け政委第27号政策評価・独立行政法人評価委員会通知。以下「勧告の方向性」という。）の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第3項の規定に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。